

船員法施行規則の一部改正について

平成23年2月
海事局運航労務課

1. 経緯

船員法（昭和22年法律第100号）第92条においては、船員が職務上の負傷又は疾病が治った後に障害が残った場合、船舶所有者が当該障害の程度に応じた障害手当を支払わなければならないこととしており、これを受け、船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）において、障害の程度の区分である障害等級を定めている。

今般、労働者災害補償保険法施行規則（昭和22年労働省令第1号）に基づく外貌障害に係る障害等級の認定につき、男女に5等級の差を設けていることについて、憲法違反という判決が下され、本判決を踏まえた労働基準法施行規則等の改正が行われた。

このため、陸上における関係法令の改正動向を踏まえ、船員法施行規則においても所要の改正を行うこととする。

2. 改正内容

船員法施行規則第7号表について以下の改正を行う。

(1) 外貌障害に係る障害等級の男女差の解消

現在男女別となっている外貌障害に係る障害等級の規定を改め、男性の外貌障害に係る等級を女性の外貌障害に係る等級に合わせる。（船員法施行規則第7号表7級の項第12号、12級の項第14号及び第15号並びに14級の項第10号関連）

(2) 外貌障害に係る障害等級の新設

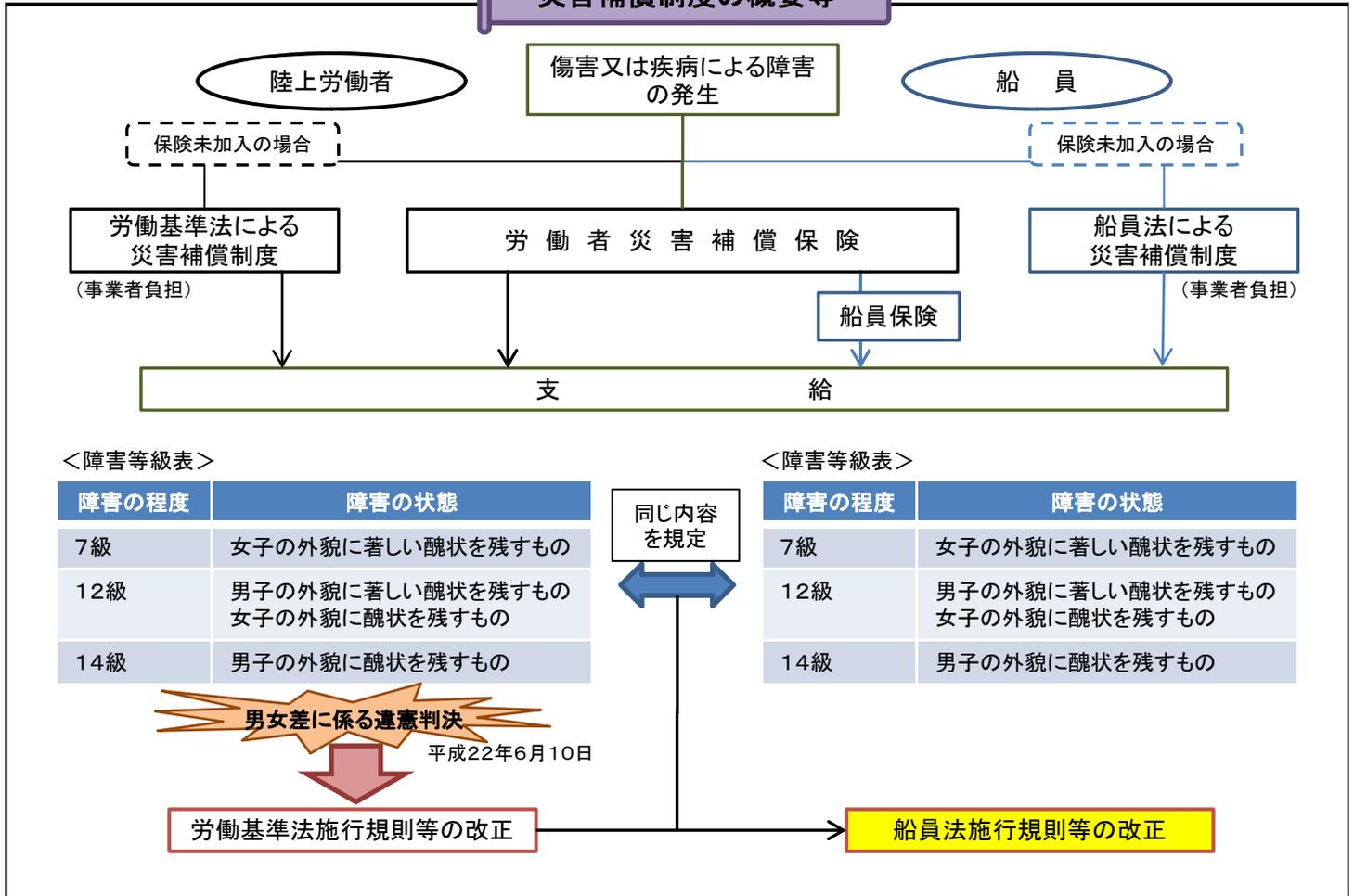
従来は7級と評価されていた障害について、外貌障害に係る医療技術の進展に伴い、醜状の程度を相当程度軽減することが可能となったが、障害によっては術後の醜状が術式を行った範囲に広範に残存するものも少なくなく、現在の等級では適切に評価できないものもあることから、7級と12級の間新たに9級として規定を設ける。

3. 公布・施行

公 布：平成23年2月25日

施 行：公布の日

災害補償制度の概要等



船員法施行規則の改正内容

- 外貌障害に係る障害等級表の男女差の解消
- 外貌障害に係る障害等級表の細分化

【障害手当の一例】
 (等級: 7級、報酬月額23万円)
 標準報酬月額 × 等級別月数
 24万円 × 25ヵ月 = 600万円

現行

→ 男子
 → 女子

改正後

障害の程度	障害の状態
7級	女子の外貌に著しい醜状を残すもの
9級	—
12級	男子の外貌に著しい醜状を残すもの 女子の外貌に醜状を残すもの
14級	男子の外貌に醜状を残すもの

障害の程度	障害の状態
7級	外貌に著しい醜状を残すもの
9級	外貌に相当程度の醜状を残すもの
12級	外貌に醜状を残すもの
14級	—

新設